2　輸入締約国は、緊急措置を採用する時に両締約国間で輸送されている貨物に関する決定を行う場合には、貿易への不必要な混乱を避けるため、輸出締約国によって適時に提供される情報を検討する。

3　輸入締約国は、1に規定する緊急措置が科学的証拠なしには維持されないことを確保する。輸入締約国は、科学的証拠が不十分な場合には、利用可能かつ適切な情報（関連する国際機関からのものを含む。）に基づき、暫定的に緊急措置を採用することができる。輸入締約国は、貿易への悪影響を最小限にするため、当該緊急措置を廃止し、又は恒久的措置に代替することによって当該緊急措置を見直す。

第六・十四条　措置の同等

1　輸入締約国は、輸出締約国の衛生植物検疫措置が輸入締約国の適切な保護の水準を達成していることを輸出締約国が輸入締約国に対して客観的に証明する場合には、輸出締約国の衛生植物検疫措置を同等なものとして認める。このため、輸入締約国の要請があった場合には、検査、試験その他の関連する手続のため、適当な機会が輸入締約国に与えられる。

2　両締約国は、いずれかの締約国の要請があった場合には、特定の衛生植物検疫措置の同等を決定するための取決めを行うために協議を行う。

3　両締約国は、衛生植物検疫措置の同等を決定するに当たり、ＷＴＯの衛生植物検疫措置に関する委員会の関連する指針（特に、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第四条の実施に関する決定(注)）並びに食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

注　二千四年七月二十三日付けの世界貿易機関文書Ｇ／ＳＰＳ／第十九号ＲＥＶ・二

4　両締約国は、同等が決定された場合には、食品規格委員会、国際獣疫事務局又は国際植物防疫条約の国際的な基準、指針又は勧告を考慮しつつ、代替の輸入条件及び簡素化された証明書について合意することができる。

第六・十五条　衛生植物検疫措置に関する専門委員会

1　第二十二・三条の規定に基づいて設置される衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、次のことを目的とする。

(a)　各締約国によるこの章の規定の実施を促進すること。

(b)　相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項を検討すること。

(c)　相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項に関する連絡及び協力を促進すること。

3　衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、

(a)　衛生植物検疫措置の適用に関する協定の実施に関連する衛生植物検疫上の事項についての両締約国の理解を増進させるための場を提供する。

(b)　各締約国の衛生植物検疫措置及び関連する規制の過程についての相互理解を促進するための場を提供する。

(c)　この章の規定の実施及び運用について監視し、見直し、及び情報を交換する。

(d)　相互に受け入れることができる解決を得るために第六・十二条1に規定する懸念に対処する場として機能し（両締約国がまず同条の規定に従い技術的協議を通じて当該懸念に対処しようとした場合に限る。）、及び両締約国間で合意される他の課題に対処する場として機能する。

(e)　衛生植物検疫措置に関する専門委員会の任務に関連する特定の任務を遂行するための適当な方法（特別作業部会を含めることができる。）を決定する。

(f)　衛生植物検疫措置の作成、実施及び適用に関する両締約国間の技術協力に係る事業を特定し、及び検討することができる。

(g)　ＷＴＯの衛生植物検疫措置に関する委員会の会合並びに食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約の下で開催される会合における事項及び立場について協議することができる。

4　衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、衛生植物検疫措置を担当する両締約国の代表者であって、関連する専門知識を有するものから成る。

5　衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、その手続規則を決定するものとし、必要な場合には、当該手続規則を修正することができる。

6　衛生植物検疫措置に関する専門委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に第一回会合を開催する。

第六・十六条　紛争解決

1　第六・六条、第六・七条4(b)から(d)まで並びに第六・十四条1及び2の規定は、第二十一章の規定による紛争解決の対象とならない。

2　パネルは、科学的又は技術的な事項を含むこの章の規定に基づく紛争において、両締約国が別段の決定をする場合を除くほか、当該パネルが両締約国と協議の上選定した専門家からの助言を求める。このため、当該パネルは、いずれかの締約国の要請があった場合には、技術専門家諮問部会を設置し、又は関連する国際機関と協議する。

第七章　貿易の技術的障害

第七・一条　目的

この章の規定は、次の事項によって両締約国間の物品の貿易を促進し、及び増大することを目的とする。

(a)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。

(b)　両締約国間の協力（貿易の技術的障害に関する協定の実施に関するものを含む。）を促進すること。

(c)　この章の規定の対象となる措置の貿易への不必要な悪影響を軽減する適当な方法を追求すること。

第七・二条　適用範囲

1　この章の規定は、貿易の技術的障害に関する協定に定める中央政府機関による強制規格、任意規格及び適合性評価手続であって、両締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性があるものの立案、制定及び適用について適用する。

2　各締約国は、自国の領域内にある中央政府の段階の直下の段階に属する地方政府機関であって、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用に責任を有するものが第七・五条から第七・十一条までの規定を遵守することを奨励するため、利用し得る妥当な措置をとる。

3　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様

(b)　衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Ａに定義する衛生植物検疫措置

第七・三条　貿易の技術的障害に関する協定の特定の規定の組込み

1　両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務を確認する。

2　貿易の技術的障害に関する協定第二条から第九条まで並びに貿易の技術的障害に関する協定附属書一及び附属書三の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。